



2016年世界電気通信標準化総会（WTSA-16）の結果概要

総務省 情報通信国際戦略局 通信規格課

1. はじめに

世界電気通信標準化総会（WTSA）は、国際電気通信連合（ITU）の電気通信標準化部門（ITU-T）の総会であり、4年に1度開催される。WTSA-16（<http://www.itu.int/en/ITU-T/wtsa16/Pages/default.aspx>）は、2016年10月25日（火）から11月3日（木）まで、チュニジア共和国のヤスミン・ハマメットにおいて開催され、次研究会期（2017～2020年）の研究課題の承認、具体的な標準化活動を行う研究委員会（SG：Study Group）の議長・副議長の任命、勧告・決議の承認等が行われた。また、WTSA-16開催に併せてサイドイベントも開催された。

WTSA-16には、137の情報通信関係省庁、電気通信事業者、メーカなどから約700名が参加した。我が国からは、主管庁である総務省（団長：武田官房総括審議官）とともに、NTT、KDDI、沖電気工業、日本電気（NEC）、日立製作所、富士通、三菱電機、NTTドコモ、日本ケーブルラボ、情報通信技術委員会（TTC）、情報通信研究機構（NICT）の関係者等、32名が参加した。

2. WTSA-16審議体制

WTSA-16では、PL（Plenary Session）、COM（Committee）、WG（Working Group）ごとに、割り当てられた審議内容を審議した。審議体制を図に示す。PLEN配下のCOM1では会議運営、COM2では予算管理、COM3では作業方法、COM4では作業計画・組織、そしてCOM5では編集を行った。COM3及びCOM4配下には、トピックごとの詳細な検討を行うため、COM3にはWG3A、WG3B、COM4にはWG4A、WG4Bの各2つのWGが設置され、審議が進められた。また、審議を進めていく中で、審議が長引き、関係国間における調整事項などが生じたものはアドホック会合や、決議の修正に関するドラフティング会合が随時開催された。なお、我が国から、PL副議長として前田洋一氏（TTC）が、WG4A副議長として銀吉薫氏（NEC）が選出された。

審議体制及び割当て

・WTSA-16では、PL、COM、WGごとに割り当てられた審議内容を審議

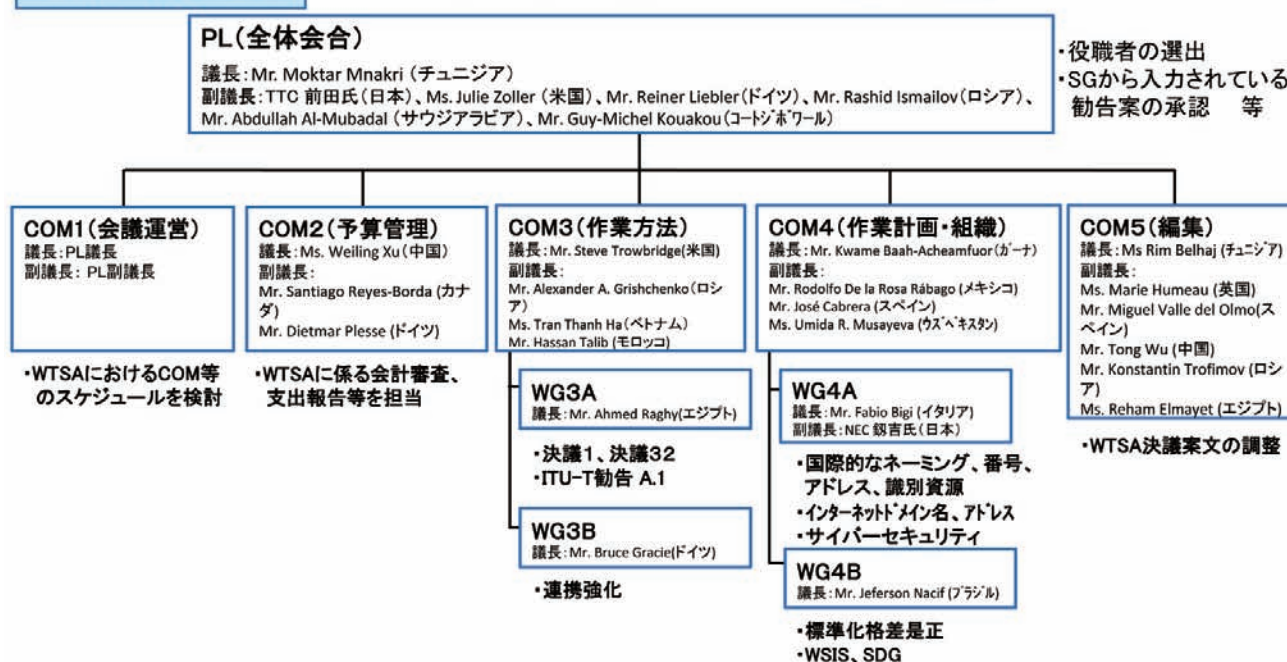


図. WTSA-16審議体制



3. 次研究会期の研究体制

SG構成については、COM4で議論された。役職者選出にも関係するため、先決すべき問題として扱われた。我が国がアジア共同提案としてIISGの存続を主張したのに対し、SG9（映像・音声）についてはアメリカ・欧州・アラブ・ロシア地域から廃止（他SGへの全課題移管）提案、SG11（信号・プロトコル）は欧州から廃止（他SGへの全課題移管）提案が出ていた。SG9については、パーティカルSGとしてのSG9の価値、SG数減によるコスト減がほとんどないこと、廃止による研究領域縮小の印象がITU-T全体にネガティブであることを、アジア地域として主張した。その結果、アラブ・ロシア地域も存続支持にまわり、存続で合意された。SG11については、ロシア及び途上国を中心に相互接続性確保を重要視する国々も存続を支持し、存続で合意された。また、2015年6月のTSAG会合で暫定設置されたSG20の設置も正式に合意された。

4. 次研究会期の議長・副議長選出

ITU-TのSG等の議長・副議長の選出に当たっては、ITU-Tの作業方法について規定しているWTSA決議1で、WTSAにおいて代表団長（HoD）が役職者指名に関する提案を作成しWTSAが任命するとされている。また、議長・副議長の任命と任期について規定しているWTSA決議35の付属書Aで、各メンバ、セクタメンバが、候補者をTSB局長にWTSA前に示すとされている。

我が国からは、3名のSG議長候補と6名のSG副議長候補を、決議35付属書Aに定められた期間内に推薦した。

複数の推薦があったSG2、SG11、SG16議長候補について、TSBによる非公式な事前調整が行われた。我が国が候補を推薦したSG11議長については、ロシアからも候補が出ており、それがロシア地域唯一の候補であったため、他SG（SG3及びSG9）にも候補を出しこれらが任命される方向であった我が国の候補よりも優先されることとなった。

WTSA-16開催中の11月1日に代表団長会合が開かれ、議長候補は各SGとも1名に絞られた議長・副議長候補案がTSB局長から示された。なお、候補者を決議35の基準に照らし評価するためには時間がかかることを理由に、TSB局長はWTSA-16開催期間中の追加推薦は受け付けなかった。

代表団長会合での議論を経て、最終日の全体会合で議長・副議長が合意された。副議長については、多数の推薦があったが、結果的に全員が任命された。我が国からは、議長2名、副議長6名が次期研究会期の議長・副議長に任命された。議長を複数輩出することとなったのは我が国だけであった。

5. 次研究会期の研究課題の承認

各SGのレポートに基づき、次研究会期の研究課題が報告され、決議2「ITU-T研究委員会の責任及び担務」の改定とともに議論され、承認された。

SG2（サービス提供の運用側面及び電気通信管理）は、「国際電気通信サービスとネットワークに対するインターネットや新サービスの運用上のインパクト」が追加され、「ヒューマンファクター」はSG16に移管されることとなった。

SG3は、タイトルに「料金及び会計原則と国際電気通信・ICTの経済と政策課題」と、下線部が追加された。途上国が経済・政策課題を扱うことを強く要望したが、あくまで「国際」電気通信にかかるものとして国内のみに閉じた問題は対象としないことが明示された。また、SG3のマネーメントに「規制」を追加するロシア・アラブ提案は、欧米勢及びSG3議長等の反対で廃案になった。

SG5は、タイトルに「環境、気候変動と循環経済」と、下線部が追加された。

SG9（映像・音声伝送及び統合型広帯域ケーブル網）は、QoS関連課題はSG12に、ホームNW関連課題はSG15に移管されることとなった。また、所掌にHDR、UHDTV等が追加された。

SG11は、タイトルに「信号要求、プロトコル、試験仕様及び偽造製品対策」と、下線部が追加された。また、偽造端末対策・端末盗難対策のリードSGとなった。TSAGでも長く議論されてきたSG12（品質）との間でのインターネット品質評価の所掌の整理については、今回WTSA-16で合意に至り、インターネット関連パフォーマンス測定はSG11が所掌することとなった。

SG13は、タイトルが「IMT-2020、クラウドコンピューティングと信頼性の高いNW基盤設備を中心とした将来網」と変更された。



■表1. 次研究会期における各研究委員会の議長・副議長

TSAG 電気通信アドバイザリグループ			副議長	Josef OPITZ	ドイツ			荒木 則幸（NTT）	日本		
議長	Bruce GRACIE	カナダ	SG9 映像・音声伝送及び統合型広帯域ケーブル網						Jeongdong RYOO	韓国	
副議長	Victor Manuel MARTINEZ VANEGAS	メキシコ	議長	宮地 悟史（KDDI）	日本			Fahad Abdullah AL-FALLAJ	サウジアラビア		
	Weiling XU	中国	副議長	Zhifan SHENG	中国			Khaled AL-AZEMI	クウェート		
	Monique MORROW	米国		Taekyoon KIM	韓国			Hubert MARIOTTE	フランス		
	Vladimir MINKIN	ロシア		Blaise CORSAIRE MAMADOU	中央アフリカ			Cyrille VivienVEZONGADA	中央アフリカ		
	Matano NDARO	ケニア		SG11 信号要求、プロトコル及び試験仕様				Glenn PARSONS	カナダ		
	Omar Tayseer AL-ODAT	ヨルダン	議長	Andrey KUCHERYAVY	ロシア			Edoardo COTTINO	イタリア		
	Reiner LIEBLER	ドイツ	副議長	Isaac BOATENG	ガーナ			John MESSENGER	英国		
	Rim BELHASSINE-CHERIF	チュニジア		Xiaojie ZHU	中国	SG16 マルチメディア符号化、システム及びアプリケーション					
SG2 サービス提供の運用側面及び電気通信管理						Shingak KANG	韓国	議長	Zhong LUO	中国	
議長	Phil RUSHTON	英国		João Alexandre Moncaio ZANON	ブラジル	副議長	Mohannad EL-MEGHARBEL	エジプト			
副議長	Hossam ABD EL MAOULA SAKER	エジプト		Karim LOUKIL	チュニジア		山本 秀樹（OKI）	日本			
	Yanchuan WANG	中国		Khoa NGUYEN VAN	ベトナム		Marcelo MORENO	ブラジル			
	Saif BIN GHELAITA	U A E		Awad Ahmed Ali Hmed MULAH	スーダン		Charles Zoé BANGA	中央アフリカ			
	Abdullah AL-MUBADAL	サウジアラビア		Mario FRIGERIO	アルゼンチン		Mohsen GHOMMAM MALEK	チュニジア			
	Philippe FOUQUART	フランス	SG12 性能、サービス品質及びユーザ体感品質						Khusan ISAEV	ウズベキスタン	
	Ahmed Tajelsir Atya MOHAMMED	スーダン	議長	Kwame BAAH-ACHEAMFUOR	ガーナ	Heber MARTINEZ	アルゼンチン				
	Aysel KANDEMIR	トルコ	副議長	Gaoxiong YI	中国	SG17 セキュリティ					
	Guillermo CLEMENTE	アルゼンチン		Seyni Malan FATI	セネガル	議長	Heung Youl YOUM	韓国			
SG3 料金及び会計原則と国際電気通信・ICTの経済と政策課題						Yvonne UMUTONI	ルワンダ	副議長	三宅 優（KDDI）	日本	
議長	津川 清一（KDDI）	日本		AI MORTON	米国	Zhaoji LIN	中国				
副議長	Ahmed SAID	エジプト		Tiago Sousa PRADO	ブラジル	Inette FUREY	米国				
	Biendjui Joséphine ADOU	コートジボアール		Aymen SALEH	チュニジア	Vasily DOLMATOV	ロシア				
	Aminata DRAME	セネガル		Hassan Mukhtar Hassan MOHAMED	スーダン	Patrick-Kennedy KETTIN ZANGA	中央アフリカ				
	Raynold Crispin Mfungahema	タンザニア		Edoyemi OGOH	ナイジェリア	Muataz Elsadig ISHAG	スーダン				
	Byuongnam LEE	韓国		Zeid ALKADI	ヨルダン	Wala LATROUS	チュニジア				
	Adel Mohamed DARWISH	バーレーン		Mehmet ÖZDEM	トルコ	Gökhan EVREN	トルコ				
	Abraão Balbino e SILVA	ブラジル		Raul PARODI	アルゼンチン	Hugo Darío MIGUEL	アルゼンチン				
	Alexey BORODIN	ロシア		Seong-Ho JEONG	韓国	SG20 IoTとアプリケーション、スマートシティ					
	Dominique WÜRGES	フランス	SG13 IMT-2020、クラウドコンピューティングと信頼性の高いNW基盤設備を中心とした将来網						議長	Nasser AL MARZOUQI	U A E
	Karima MAHMOUDI	チュニジア	議長	Leo LEHMANN	スイス	副議長	Ramy AHMED	エジプト			
Muneer Tajelsir Eltuhami ELMAKI	スーダン	副議長	Ahmed EL-RAGHY	エジプト	端谷 隆文（富士通）		日本				
Mohammad Ahmad ALMOMANI	ヨルダン		後藤 良則（NTT）	日本	Guy-Michel KOUAKOU		コートジボアール				
Liliana BEIN	アルゼンチン		Heyuan XU	中国	Ziqin SANG		中国				
SG5 環境と気候変動							Achime Malick NDIAYE	セネガル			
議長	Maria Victoria SUKENIK		アルゼンチン	Mohammed AL TAMIMI	サウジアラビア		Hyoungjun KIM	韓国			
副議長	Nevine TEWFIK		エジプト	Brice MURARA	ルワンダ		Blanca GONZALEZ	スペイン			
	高谷 和宏（NTT）		日本	Scott Mansfield	カナダ		Abdurahman AL HASSAN	サウジアラビア			
	Shuguang QI		中国	RIM BELHASSINE-CHERIF	チュニジア		Oleg MIRONNIKOV	ロシア			
	Leonid RABINOVICH		米国	Fidelis ONAH	ナイジェリア		Bilel CHABOU	チュニジア			
	Samyoung CHUNG		韓国	Juan Carlos MINUTO	アルゼンチン		Bako WAKIL	ナイジェリア			
	Jean-Manuel CANET	フランス	SG15 光伝送網及びアクセス網基盤						Fabio BIGI	イタリア	
	Vincent Urbain NAMRONA	中央アフリカ	議長	Steve TROWBRIDGE	米国		Héctor Mario CARRIL	アルゼンチン			
	Eiman Farouk Mahmoud OSMAN	スーダン	副議長	Dan LI	中国						



6. 勧告の承認

WTSA-16には、SG3から5件（新規4件、改定1件）の勧告案が提出され、すべて承認された。これら勧告案について、米国、オーストラリア、ドイツ、カナダなどが、国内問題であると指摘したが、アフリカ、アラブ、南米が、国際問題であると主張して採択を支持し、全5件が採択された（D.52、D.53、D.261は反対国の留保付き）。

7. WTSA決議

WTSA-16の結果、変更無しが14、新決議が16、改定が31（うち6はエディトリアル）、廃止が6となり、全体では決議が10増えることとなった。

ITUのスリム化を目指す欧米による決議の廃止提案が目立ったが、目的を達成した決議の廃止については我が国としても支持する立場をとった。途上国からは、自国の抱える問題の解決をITU-Tに求める決議の提案が多く、それらはITU-Tの所掌や予算制約を度外視する傾向も見られたため、我が国はそれら問題点は指摘して修正されるよう努めた。

7.1 廃止された決議

廃止された決議とその理由は以下のとおり：

決議33「ITU-T戦略活動ガイドライン」（TSAGで実施済）

決議38「IMTに関するITU-R、ITU-T及びITU-D間の連携」（新決議92（COM4/3）に移行）

決議57「ITU-R、ITU-T及びITU-D間の協力と連携強化」（決議18に含める）

決議71「アカデミアのITU-T活動への参加」（全権委員会（全権）決議167でカバー）

決議81「他の標準化団体との連携の強化」（Aシリーズ勧告に反映済）

決議82「他機関との連携、協力及びITU-Tにおける将来の国際標準化の検討体制」（レビュー委員会任務完了、TSAGで引き続きレビュー実施）

7.2 主な新決議

新決議84 COM4/2「電気通信/ICTサービス利用者の保護」

ロシア地域が提案。新決議の要否について十分議論がつくされる前にドラフティンググループが半ば強硬に設置され、大槻氏（NTTドコモ）がドラフティング議長を務めた。提案は「消費者」保護であったため、我が国を含む先進国が消費者保護の範囲の広さと既存の作業との重複を指摘して新決議作成に反対したが、途上国が強く支持し、ドラフティングは難航した。結果、「利用者」保護に修正し、先進国にとって問題ない範囲まで大幅な修正を加えた上で合意された。

新決議92 COM4/3「IMTの非無線分野に関するITU-T標準化活動の強化」

APT準備会合への我が国提案及び中国提案をベースに、APTからIMTに関するITU-Tの標準化活動の強化に関する新決議提案をした。SGに対する指示として、非無線区間のネットワーク技術の標準化調査を効率的に推進するこ

表2. 承認された勧告

提案元 SG	勧告番号	勧告対象	概要
3	D.52 [新勧告案]	国際インターネット接続のコスト削減のための地域IXPの設立及び接続	地域のインターネットトラフィックをその地域でルーティングすることを可能とする地域IXPの設置に向けた地域協力に関する指針を示し、国際的な帯域幅の節約と国際インターネット接続に係るコスト削減を目指すもの。
	D.53 [新勧告案]	ユニバーサルサービスの国際的側面	ユニバーサルサービス政策の定義及び規制に関する加盟国の主権を認めつつ、グローバル化したデジタル環境におけるユニバーサルサービス基金に関する政府と規制体の役割及びマネジメント機能の指針の概要を提案するもの。
	D.97 [新勧告案]	国際ローミング料金決定のための方法論の原則	ローミング市場における競争促進及びローミング料金の上限の導入等の適切な規制措置の検討の必要性を強調しつつ、ローミング料金の低廉化のためにとり得るアプローチを提案するもの。
	D.261 [新勧告案]	市場画定と重大な市場支配力（SMP）を有する事業者の特定に関する原則	電気通信分野における重大な市場支配力の定義及び特定に関して、各国の助けとなる原則と指針を提案するもの。
	D.271 [改定勧告案]	NGNの課金及び計算原則	標準に基づくインタフェースとサービスとの間のIPネットワーク上でのIPパケット伝送能力の管理主体に適用可能な一般原則及び条件を規定するもの。 ※改定により、課金パラメータに関する記載を一部追加・削除する。



とや、特にSG13に対する指示として、JCA IMT-2020を設立すること等、関連SGや他SDOとのIMT関連標準化活動の調整等が含まれている。

WTSA-16では、米国から、IMT-2020に関する活動が完了したばかりなので、親SGであるSG13の判断を待つべきであるとともに、ITU-Rがカバーすべき領域であるとの意見が出された。SG13議長からは、FG IMT-2020は、明確に非無線要素（non-radio）を扱っている、議論の混乱は避けるべきとの意見があった。議論の結果、non-radio aspectsとの限定をタイトルほかに施す、ITU-Dに関するTSB局長とTSAGに対する指示の重複を解消する、等の修正がされ、承認された。

新決議91 COM4/5 「ITU-Tが公表する番号計画情報の電子的レポジトリへのアクセス強化」

ロシア地域が、国内の番号計画をとりまとめたデータベースをITU-Tで設置すべき、として提案。我が国は、国内電話番号計画は国内問題でありITUの所掌を逸脱するとして、反対の立場であった。議論の結果、「database of allocated/allotted national telephone numbering plans」を「an electronic repository of information on numbering plans」に変更。また、ITU-Dの所掌範囲と思われる部分、デジタル単一市場の創設、課税等に関する記述は削除し、SG2で必要性を検討した上で、TSB局長が予算の範囲内で実施するとされた。

新決議85 COM4/8 「ITU-Tのリソースの強化と多様化」

アラブ地域が提案。ITU-Tの追加財源を創出するための新しい策をTSBが検討するとしている。我が国からは、財源については理事会で検討中でありWTSAで検討すべきではないと指摘し、米国・ドイツ・カナダも本決議は不要との立場だった。検討の結果、理事会に関する記述は全て削除された。また、提案で検討する財源の候補として挙げられていたもののうち、ITUマークは削除されたが、INR（国際番号資源）とC&Iテストは残った。

新決議87 COM4/12 「国際電気通信政策（ITR）の定期的な見直し及び改定へのITU-Tの参加」

ITRは、国際電話業務に関する一般原則、接続料金の計算・精算方法等を定めた法的拘束力のある規則（1990年7月発効）である。2012年WCIT（World Conference on International Telecommunications）でITRの改定が議論

されたが、我が国、米国、EU諸国、カナダ、オーストラリア等の国は改定ITRに署名していない。2014年の全権において、EG-ITRを設置し2017年から検討し、2018年の全権に報告することを決議し、2016年理事会においてEG-ITRのToRを決議している。

WTSA-16には、アフリカ、アラブ、ロシア地域がそれぞれ、ITU-TでITRの検討を行う旨の新決議案を提案。我が国を含む先進国が決議不要を主張したが、決議の可否検討前にパーレーンを議長とするドラフティングが強行に開始された。議論の結果、理事会決議1379と全権決議146に合わせた表現に修正。ロシア地域提案は、2012年改正ITRの非適用国に対していかに適用させるか等を検討することまで含んでいたが、削除された。アフリカ地域提案は、関連するSGでも提案を作成することとしていたが、削除された。TSAGのみで対応するプロセスを明確化して合意された。

7.3 DOA（Digital Object Architecture）関連決議

DOAは、TCP/IPの開発者の一人であるボブ・カーン氏及びカーン氏がCEOを勤めるCNRI（Corporation for National Research Initiatives）が開発した、異種混合情報システム間でセキュアな情報管理を可能とする分散システムを提供するためのアーキテクチャである。あらゆるオブジェクト（情報等）にユニークなIDとオブジェクトに対するアクセス方法、属性等を定めたメタデータを設定、さらにユニークIDを解決する“Handle System”で構成される。

WTSA-16に、ロシア・アラブ・アフリカ地域から、DOAを引用する決議改定案3件及び新決議案4件が提案された。我が国及び南北アメリカ及び欧州から特定のシステム名を決議で挙げることに懸念を表明した。提案国が強く主張したのに対し、特に欧米を中心に絶対反対の立場の国も多く、対立が続いた。COM4では結論が出ず、HoD会合でTSB局長から仲裁案が出されるも受け入れられなかったため、最終プレナリまで議論がもつれた。

結果として、DOA、Handle System等への言及を削除するとともに、identity managementの重要性について一般化した声明（The Plenary recognized that identity management plays an important role in many telecommunications/ICT services and that it can be implemented using a range of technologies and solutions.）を議長報告に含めることで合意された。



米国から、本件の議事進行に懸念、ITU-T勧告はボトムアップ、コンセンサスベースであるべき、との声明が出された。(英国、オーストラリア、カナダ、ノルウェー、スウェーデン、パラグアイ、フィンランド、コスタリカが連名。)

ロシアから、DOAを含むすべての技術を対象とすべき、全権や理事会の決定は全ITUメンバを拘束するものである、との声明が出された。(ジンバブエ、南アフリカが連名。)

各提案の審議結果は以下のとおり：

新決議96 PLEN/1「電気通信/ICT装置の偽造対策のためのITU-Tの研究」⇒全権決議への参照のみ

新決議97 PLEN/2「移動体通信端末の盗難対策」⇒DOAへの言及は削除

(新決議提案「Over the Top (OTT) operators and services」⇒廃案 (Res2のSG2とSG3のマンデートにOTT追記))

(新決議提案「Strengthening the role of ITU-T in ensuring data privacy and trust in ICT infrastructures and services」⇒廃案)

決議50 「サイバーセキュリティ」⇒改定したがDOAへの言及は削除

決議60 「識別／番号システムの進化とIPベースのシステム・網との統合に向けた検討」⇒変更無し

決議78 「e-healthサービスへのアクセスを向上するためのICT技術応用と標準化」⇒改定したがDOAへの言及は削除

8. 作業方法

決議1「電気通信標準化部門 (ITU-T) の手続き規則」については、アフリカ、アラブ、アジア・太平洋、南北アメリカ、欧州、ロシア地域、米国から、それぞれ主にエディトリアルな改定提案があった。WTSA-16においては、特にNon-Normative文書の承認に新たにvotingを導入すべきかどうかについて、議論が紛糾し、ITUは可能な限りコンセンサスの達成に努力すべきであるという意見も強く、最終的に、今回の導入は見送られた。

今回合意された主な追加点は以下のとおり：

- ・目的を達した決議の削除の推奨
- ・WTSAへのSG報告に課題ごとの統計分析結果と今後の活動計画を含める
- ・SG副議長に特定の役割を付与する
- ・AAP/TAPの選択が再考された場合にはその理由を

明記

また、勧告A.1「ITU電気通信標準化局の研究委員会の作業方法」については、TSAGから、GSI (Global Standardization Initiative) について、現行唯一のGSIであるIPTV-GSIが2016年9月で終了したことを考慮し、GSIに関連する記述を削除する改定提案が出されていた。欧州地域からは、Technical Reportの文書タイプの定義、著作権規定の明確化、SG以外のグループ定義の明確化をする改定案が出されたが、アフリカ地域及びアラブ地域はTSAG合意を超えた改定に反対の立場だった。カナダからは新作業項目の提案に4か国支持を義務化する改定案が出されたが、アジア・太平洋地域は、これに反対した。結果、TSAG会合で合意された改定のみ合意し、更なる改定については次会期のTSAGで優先度を上げて議論することとなった。

9. サイドイベント

WTSA-16に併せて、複数のサイドイベントが開催された。

9.1 CxO会合 (10月23日)

WTSA決議68に基づく、TSB局長と民間企業/研究機関の幹部による、最先端の動向をITU-Tの活動に反映するための会議であり、今回は、OTTがオペレータに及ぼす経済的影響と標準化の必要性、ギガビット級ブロードバンドの採用促進の2つのテーマについて議論され、コミュニケーションがWTSAに輸入された。

9.2 GSS (Global Standards Symposium) (10月24日)

GSS (世界標準化シンポジウム) は、全権決議122及びITU理事会決議1272に基づき、高い観点から標準化政策を議論し、その議論の結果をWTSAに提示するための会議である。

今回は、「標準化におけるセキュリティ、プライバシー及びトラスト」をテーマに、各国、各地域での規制の原則の報告、エンドユーザの視点で今後期待される分野 (情報漏洩対策、セキュリティ優先の実装、トラスト構築等) の紹介、各標準化機関 (ISO、IEC、IEEE、CEN-CENELEC、ITU) の取組みの紹介が行われた。基本的な原則を含む国際的なフレームワークの強化、その実装のためのメカニズムの確立の必要性等、GSSの議論の結果が取りまとめられ、当初GSS参加者の合意事項とされていたが、参加者全員が同意したわけではないとのコメントがあり、議論の結



果、「GSS stressed to those following issues」とすることとし、翌日のWTSAに提示された。

9.3 60周年記念講演（10月26日）

ITU-Tの前身のCCITTから数えて今年が60周年に当たることから開催された記念講演とパネルディスカッション。DFS（デジタル金融サービス）及びAI（人工知能）の2つのテーマで2回に分けて開催された。

9.4 WISE（Women in Standardization Expert Group） （10月30日）

WISEは、WTSA決議55に基づき発足したグループであり、ITU標準化活動における男女機会均等への取組みを目的としている。今回は、WISEの公式発足を記念し、チュートリアルセッションとパネルディスカッションが開催された。

9.5 アクセシビリティセッション（11月4日）

Andrea Saks 氏（米国）がITU-Tにおけるアクセシビリティの取組みを紹介。川森氏（慶応大学）と中谷氏（アステム）がITU-T SG16 におけるICTアクセシビリティ標準の紹介とITU-T勧告 H.702（IPTVに関するアクセシビリティ標準）のデモを実施した。

10. おわりに

2013-2016年会期の4年間に渡ってITU-T活動に貢献してきた我が国関係者の皆様のご尽力によって、WTSA-16でも我が国にとって十分な成果を挙げることができ、御礼申し上げます。他方、WTSA-16では、途上国の抱える問題をITU-Tの活動にいかん適切に反映していくべきか、政治的な側面もある案件でどのようにコンセンサスを得ていくべきかといった課題も明らかになった。次会期も官民が協力し、我が国の電気通信システムの発展及び国際競争力強化に向けて取り組んで参りたい。



写真1. PLENARY議長（左）とTSB局長



写真2. WTSA-16バナー